

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	65,696	53,769	62,595	63,356	106,479
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 27,442	▲ 26,094	▲ 24,456	▲ 22,730	▲ 21,030
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		38,254	27,675	38,139	40,626	85,449
標準財政規模		1,403,157	1,422,211	1,507,665	1,652,923	1,582,683
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.72%)	(1.94%)	(2.52%)	(2.45%)	(5.39%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	24,722	21,990	28,892	11,493	11,574
	後期高齢者特別会計	257	24	21	31	35
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道特別会計	3,742	4,124	3,797	182	5,472
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		66,975	53,813	70,849	52,332	102,530
標準財政規模		1,403,157	1,422,211	1,507,665	1,652,923	1,582,683
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.77%)	(3.78%)	(4.69%)	(3.16%)	(6.47%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	198,540	220,052	368,595	327,916	358,144
	給食センター特別会計	2,053	2,170	2,055	1,444	2,041
	地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		200,593	222,222	370,650	329,360	360,185
標準財政規模		3,694,040	3,832,302	4,030,672	4,293,703	4,175,023
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.43%)	(5.79%)	(9.19%)	(7.67%)	(8.62%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	63,777	27,593	57,910	61,687	29,364
	後期高齢者医療特別会計	7,492	7,916	7,749	8,479	8,897
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	公共下水道事業会計	566,508	610,618	637,652	666,989	712,798
	モーターボート競走事業会計	12,747,787	16,626,154	22,092,687	28,435,586	33,239,287
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	国民宿舎特別会計	301	2,266	2,665	1,143	0
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		13,586,458	17,496,769	23,169,313	29,503,244	34,350,531
標準財政規模		3,694,040	3,832,302	4,030,672	4,293,703	4,175,023
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(367.79%)	(456.56%)	(574.82%)	(687.12%)	(822.76%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	253,335	359,116	351,758	352,283	357,928
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	36,648	39,809	53,355	70,575	80,189
	学校給食センター事業特別会計	254	61	83	85	117
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	290,237	398,986	405,196	422,943	438,234
標準財政規模		2,723,697	2,721,954	2,821,961	2,970,947	2,923,221
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.65%)	(14.65%)	(14.35%)	(14.23%)	(14.99%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 113,181	▲ 71,695	▲ 30,795	19,994	43,257
	後期高齢者医療事業特別会計	1,224	1,326	1,321	10,886	22,096
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	宅地造成事業以外	234,616	-	-	-	-
	宅地造成事業	7,752	▲ 19,843	0	0	0
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		420,648	308,774	375,722	453,823	503,587
標準財政規模		2,723,697	2,721,954	2,821,961	2,970,947	2,923,221
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(15.44%)	(11.34%)	(13.31%)	(15.27%)	(17.22%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	413,667	318,506	455,781	637,306	619,254	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		413,667	318,506	455,781	637,306	619,254	
標準財政規模		7,219,384	7,168,434	7,438,485	7,849,313	7,776,127	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(5.72%)	(4.44%)	(6.12%)	(8.11%)	(7.96%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	▲ 21,082	116,372	5,694	374,488	69,254	
	宇美町後期高齢者医療特別会計	19,507	20,459	20,852	21,884	24,342	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	宇美町上水道事業会計	488,616	501,006	510,419	512,380	528,533
		宇美町流域関連公共下水道事業会計	0	0	0	19,758	183
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計(2)		900,708	956,343	992,746	1,565,816	1,241,566	
標準財政規模		7,219,384	7,168,434	7,438,485	7,849,313	7,776,127	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(12.47%)	(13.34%)	(13.34%)	(19.94%)	(15.96%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	223,602	254,659	487,296	514,109	476,324
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		223,602	254,659	487,296	514,109	476,324
標準財政規模		3,244,615	3,244,516	3,424,425	3,653,267	3,592,398
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.89%)	(7.84%)	(14.23%)	(14.07%)	(13.25%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	▲ 18,760	▲ 16,348	▲ 35,709	▲ 66,118	▲ 133,938
	大木町後期高齢者医療特別会計	6,364	7,196	5,386	6,623	8,428
会計名(公営企業会計) <th colspan="5">資金不足・剰余額</th>		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	大木町水道事業会計	925,948	971,051	975,348	866,486	875,780
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		1,137,154	1,216,558	1,432,321	1,321,100	1,226,594
標準財政規模		3,244,615	3,244,516	3,424,425	3,653,267	3,592,398
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(35.04%)	(37.49%)	(41.82%)	(36.16%)	(34.14%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	465,184	310,993	381,835	415,018	162,797
	し原処理・じん芥処理・埋立処分施設建設事業特別会計	63,763	184,894	423,593	172,502	56,934
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		528,947	495,887	805,428	587,520	219,731
標準財政規模		2,374,302	2,400,480	2,507,455	2,740,283	3,077,013
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(22.27%)	(20.65%)	(32.12%)	(21.44%)	(7.14%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	6,758	44,948	15,187	31,080	14,766
	後期高齢者医療事業	515	358	266	466	629
会計名(公営企業会計) <th colspan="5">資金不足・剰余額</th>		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	151,043	202,565	243,598	212,252	264,900
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		687,263	743,758	1,064,479	831,318	500,026
標準財政規模		2,374,302	2,400,480	2,507,455	2,740,283	3,077,013
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(28.94%)	(30.98%)	(42.45%)	(30.33%)	(16.25%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	275,696	298,982	450,500	670,002	654,483
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,056	5,921	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		281,752	304,903	450,500	670,002	654,483
標準財政規模		6,328,448	6,228,483	6,463,782	6,867,788	6,760,543
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.45%)	(4.89%)	(6.96%)	(9.75%)	(9.68%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 53,339	21,067	156,599	265,270	333,520
	後期高齢者医療特別会計	15,911	15,628	18,114	19,468	23,436
会計名(公営企業会計) <th colspan="5">資金不足・剰余額</th>		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	428,072	421,478	463,420	490,967	396,332
	下水道事業会計	238,119	333,530	396,887	463,037	442,070
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		910,515	1,096,606	1,485,520	1,908,744	1,849,841
標準財政規模		6,328,448	6,228,483	6,463,782	6,867,788	6,760,543
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.38%)	(17.60%)	(22.98%)	(27.79%)	(27.36%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	149,313	185,350	182,860	356,618	549,264
	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	305	287	240	305	295
	遠賀霊園事業特別会計	5,049	7,571	8,152	5,075	6,887
	遠賀町給食事業特別会計	0	-	-	-	-
	地域下水道事業特別会計	694	0	-	-	-
	遠賀町土地取得会計	52	61	50	50	49
合計(1)		155,413	193,269	191,302	362,048	556,495
標準財政規模		4,134,478	4,174,290	4,393,366	4,689,940	4,597,372
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.75%)	(4.62%)	(4.35%)	(7.71%)	(12.10%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	38,583	6,467	14,741	36,062	21,553
	後期高齢者医療特別会計	3,361	1,550	4,336	3,345	9,151
会計名(公営企業会計)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	下水道事業会計	-	27,151	26,394	31,456	36,508
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	農業集落排水事業特別会計	3,212	-	-	-	-
	公共下水道事業特別会計	33,483	-	-	-	-
合計(2)		234,052	228,437	236,773	432,911	623,707
標準財政規模		4,134,478	4,174,290	4,393,366	4,689,940	4,597,372
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.66%)	(5.47%)	(5.38%)	(9.23%)	(13.56%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	356,460	352,847	547,203	876,651	669,984
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	901	337	354	356	269
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		357,361	353,184	547,557	877,007	670,253
標準財政規模		8,721,150	8,683,717	9,147,492	9,785,421	9,718,309
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.09%)	(4.06%)	(5.98%)	(8.96%)	(6.89%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 70,571	▲ 1,335	▲ 89,136	▲ 120,284	▲ 28,127
	後期高齢者医療特別会計	28,084	27,881	26,397	25,787	29,028
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	115,823	125,176	112,189	71,476	97,442
	介護保険特別会計(介護サービス勘定)	1,114	270	163	4,240	6,987
会計名(公営企業会計)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	1,397,975	1,372,769	1,479,892	1,600,511	1,728,754
	流域関連公共下水道事業会計	761,380	858,077	918,183	1,005,982	1,076,211
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		2,591,166	2,736,022	2,995,245	3,464,719	3,580,548
標準財政規模		8,721,150	8,683,717	9,147,492	9,785,421	9,718,309
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(29.71%)	(31.50%)	(32.74%)	(35.40%)	(36.84%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	884,334	570,701	573,631	168,450	115,083
	学校給食センター特別会計	▲ 2,166	▲ 1,766	▲ 1,269	▲ 994	▲ 686
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 535,697	▲ 529,603	▲ 520,669	0	-
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	346,471	39,332	51,693	167,456	114,397
標準財政規模		4,812,853	4,873,252	5,021,476	5,332,966	5,269,066
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.19%)	(0.80%)	(1.02%)	(3.14%)	(2.17%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 524,956	64,408	15,728	61,848	9,263
	後期高齢者医療特別会計	3,741	3,424	2,772	2,842	4,478
会計名(公営企業会計)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	186,576	-	-	-	-
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		11,832	107,164	70,193	232,146	128,138
標準財政規模		4,812,853	4,873,252	5,021,476	5,332,966	5,269,066
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(0.24%)	(2.19%)	(1.39%)	(4.35%)	(2.43%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	322,368	356,070	358,247	553,698	416,308
	住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		322,368	356,070	358,247	553,698	416,308
標準財政規模		3,100,489	3,099,158	3,244,875	3,547,724	3,488,697
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.39%)	(11.48%)	(11.04%)	(15.60%)	(11.93%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	21,188	36,198	10,527	36,766	28,605
	後期高齢者医療特別会計	3,508	3,959	3,330	3,253	3,197
会計名(公営企業会計) <th colspan="5">資金不足・剰余額</th>		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	383,242	357,386	312,296	324,324	331,134
	工業用水道事業会計	25,414	20,645	16,401	11,735	8,509
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	4,600	63,202
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		755,720	774,258	700,801	934,376	850,955
標準財政規模		3,100,489	3,099,158	3,244,875	3,547,724	3,488,697
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(24.37%)	(24.98%)	(21.59%)	(26.33%)	(24.39%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	736,409	662,313	735,584	834,141	539,009	
	土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0	
	住宅新築資金等特別会計	4,087	2,341	2,335	2,617	3,111	
	京都郡公平委員会特別会計	212	231	525	786	807	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		740,708	664,885	738,444	837,544	542,927	
標準財政規模		9,390,398	9,338,425	9,794,260	9,517,574	10,282,608	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(7.88%)	(7.11%)	(7.53%)	(8.79%)	(5.28%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 320,951	▲ 187,432	▲ 93,427	▲ 26,897	▲ 9,880	
	後期高齢者医療特別会計	7,686	3,916	4,486	5,538	6,763	
	介護保険特別会計	39,484	32,183	12,336	30,542	55,969	
会計名(公営企業会計) <th colspan="5">資金不足・剰余額</th>		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,217,775	1,247,336	1,310,337	1,325,787	1,262,543
	下水道事業会計	203,319	202,987	156,579	134,352	208,158	
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業	苅田臨空産業団地開発事業特別会計	307,351	315,798	322,044	322,831	325,278
合計(2)		2,195,372	2,279,673	2,450,799	2,629,697	2,391,758	
標準財政規模		9,390,398	9,338,425	9,794,260	9,517,574	10,282,608	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(23.37%)	(24.41%)	(25.02%)	(27.62%)	(23.26%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	59,333	46,901	72,395	575,495	713,773	
	住宅新築資金等特別会計	0	0	22	0	0	
	鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	0	0	0	0	1,250	
	鞍手町谷山池ハイライン水利施設維持管理運営費特別会計	0	0	0	0	0	
	地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計	0	0	0	0	0	
	合計(1)	59,333	46,901	72,417	575,495	715,023	
標準財政規模		4,650,478	4,605,074	4,761,442	5,108,807	4,998,696	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(1.27%)	(1.01%)	(1.52%)	(11.26%)	(14.30%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	84,488	54,267	94,582	68,183	40,262	
	後期高齢者医療特別会計	1,490	1,809	1,330	800	1,450	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	鞍手町水道事業会計	411,506	417,483	437,129	421,828	435,721
		鞍手町下水道事業会計	-	-	-	12,968	39,437
法非適用企業	宅地造成事業以外	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	397	37	0	-	-
	宅地造成事業						
合計(2)		557,214	520,497	605,458	1,079,274	1,231,893	
標準財政規模		4,650,478	4,605,074	4,761,442	5,108,807	4,998,696	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(11.98%)	(11.30%)	(12.71%)	(21.12%)	(24.64%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	201,605	210,428	350,028	381,056	285,185
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	492	703	754	668	6,703
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		202,097	211,131	350,782	381,724	291,888
標準財政規模		3,273,617	3,229,836	3,428,489	3,685,215	3,569,881
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.17%)	(6.53%)	(10.23%)	(10.35%)	(8.17%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	34,467	43,809	59,742	62,524	70,592
	後期高齢者医療特別会計	1,832	1,887	1,565	2,385	2,734
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	493,004	532,947	573,952	610,058	612,948
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		731,400	789,774	986,041	1,056,691	978,162
標準財政規模		3,273,617	3,229,836	3,428,489	3,685,215	3,569,881
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(22.34%)	(24.45%)	(28.76%)	(28.67%)	(27.40%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	284,952	338,627	387,273	419,719	409,725
	奨学資金特別会計	795	733	1,930	185	-
	住宅新築資金等特別会計	595	847	1,376	1,524	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		286,342	340,207	390,579	421,428	409,725
標準財政規模		3,111,739	3,011,208	3,113,475	3,270,901	3,174,708
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.20%)	(11.29%)	(12.54%)	(12.88%)	(12.90%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	12,994	31,050	41,779	30,621	18,923
	後期高齢者医療特別会計	4,700	3,615	3,946	3,370	4,421
会計名(公営企業会計) <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	1,428	444	537	526	9,836
	簡易水道事業特別会計	1,217	1,473	1,724	1,130	13,884
	宅地造成事業以外					
	工業等用地造成事業特別会計	110	4,708	10,162	125,710	125,134
合計(2)		306,791	381,497	448,727	582,785	581,923
標準財政規模		3,111,739	3,011,208	3,113,475	3,270,901	3,174,708
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.85%)	(12.66%)	(14.41%)	(17.81%)	(18.32%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	156,071	62,814	123,351	230,302	300,191
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		156,071	62,814	123,351	230,302	300,191
標準財政規模		2,693,393	2,670,100	2,794,186	2,942,098	2,914,526
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.79%)	(2.35%)	(4.41%)	(7.82%)	(10.29%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小竹町国民健康保険特別会計	32,175	23,945	78,043	134,760	35,806
	小竹町後期高齢者医療特別会計	275	658	434	307	78
合計(2)		160,966	115,233	225,113	412,715	371,506
標準財政規模		2,693,393	2,670,100	2,794,186	2,942,098	2,914,526
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.97%)	(4.31%)	(8.05%)	(14.02%)	(12.74%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	小竹町立病院事業特別会計	▲ 148,212	▲ 79,875	▲ 99,826	▲ 61,441	▲ 101,966
		小竹町水道事業特別会計	120,657	107,651	123,111	108,787	121,071
	宅地造成事業	小竹町農業集落排水事業特別会計	0	40	0	0	1,633
		小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	0	14,693
合計(2)		160,966	115,233	225,113	412,715	371,506	
標準財政規模		2,693,393	2,670,100	2,794,186	2,942,098	2,914,526	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(5.97%)	(4.31%)	(8.05%)	(14.02%)	(12.74%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	50,777	541,657	631,144	1,594,758	531,929
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		50,777	541,657	631,144	1,594,758	531,929
標準財政規模		6,013,675	6,012,189	6,306,186	6,628,481	6,494,151
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(0.84%)	(9.00%)	(10.00%)	(24.05%)	(8.19%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 120,211	▲ 84,483	▲ 17,072	3,981	49,059
	後期高齢者医療特別会計	13,407	2,148	1,601	2,676	2,651
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	523,300	580,385	612,013	654,725	678,900
	流域関連公共下水道事業会計	179,993	181,094	229,744	250,354	270,082
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	篠栗北地区産業団地整備事業特別会計	0	▲ 136,021	0	0	0
合計(2)		647,266	1,084,780	1,457,430	2,506,494	1,532,621
標準財政規模		6,013,675	6,012,189	6,306,186	6,628,481	6,494,151
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.76%)	(18.04%)	(23.11%)	(37.81%)	(23.60%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	509,434	327,657	836,348	1,314,602	1,189,763
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	12,423	12,447	12,391	0	-
	公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		521,857	340,104	848,739	1,314,602	1,189,763
標準財政規模		8,598,807	8,596,701	9,048,181	9,623,297	9,309,977
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.06%)	(3.95%)	(9.38%)	(13.66%)	(12.77%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 48,782	41,900	40,353	149,504	130,906
	後期高齢者医療特別会計	26,860	26,849	26,349	28,495	31,311
会計名(公営企業会計)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	1,901,849	1,905,461	1,908,516	1,951,933	2,039,860
	流域関連公共下水道事業会計	721,353	790,151	855,765	966,958	1,069,066
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		3,123,137	3,104,465	3,679,722	4,411,492	4,460,906
標準財政規模		8,598,807	8,596,701	9,048,181	9,623,297	9,309,977
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(36.32%)	(36.11%)	(40.66%)	(45.84%)	(47.91%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	382,119	290,459	351,384	608,529	521,421	
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	30	20	15	11	0	
	相島診療所事業特別会計	1,458	2,322	1,949	3,439	3,120	
	一般会計等に属する特別会計						
	合計(1)	383,607	292,801	353,348	611,979	524,541	
標準財政規模		6,340,417	6,365,347	6,747,209	7,262,089	7,072,093	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(6.05%)	(4.59%)	(5.23%)	(8.42%)	(7.41%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	11,290	11,235	32,450	61,593	47,330	
	後期高齢者医療特別会計	2,648	2,523	5,427	3,531	3,544	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,041,279	1,055,894	1,045,608	1,045,134	1,009,520
	公共下水道事業会計	135,878	163,406	219,146	237,183	236,086	
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	1,504	1,075	826	1,050	2,087
		渡船事業特別会計	18,261	12,357	3,403	2,938	3,382
		相島漁業集落環境整備事業特別会計	738	722	720	1,643	3,114
	宅地造成事業						
合計(2)		1,595,205	1,540,013	1,660,928	1,965,051	1,829,604	
標準財政規模		6,340,417	6,365,347	6,747,209	7,262,089	7,072,093	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(25.15%)	(24.19%)	(24.61%)	(27.05%)	(25.87%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	371,801	409,019	416,307	382,100	368,747
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		371,801	409,019	416,307	382,100	368,747
標準財政規模		5,552,664	5,593,250	5,878,925	6,364,765	6,089,921
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.69%)	(7.31%)	(7.08%)	(6.00%)	(6.05%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	6,116	66,033	6,877	4,343	7,143
	後期高齢者医療特別会計	16,247	18,001	17,985	22,553	27,076
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	433,966	486,649	590,749	657,783	682,545
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	8,844	6,753	6,735	6,780	6,936
	農業集落排水事業特別会計	3,350	3,895	3,051	2,795	3,622
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		840,324	990,350	1,041,704	1,076,354	1,096,069
標準財政規模		5,552,664	5,593,250	5,878,925	6,364,765	6,089,921
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(15.13%)	(17.70%)	(17.71%)	(16.91%)	(17.99%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	142,515	315,434	318,141	502,514	385,387
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	178	202	142	141	145
	バス事業特別会計	350	293	255	251	206
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		143,043	315,929	318,538	502,906	385,738
標準財政規模		3,547,746	3,485,702	3,641,454	3,868,133	3,696,187
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.03%)	(9.06%)	(8.74%)	(13.00%)	(10.43%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	31,135	59,363	46,058	62,007	85,136
	後期高齢者医療事業特別会計	987	933	615	976	1,456
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	377,482	369,859	344,381	299,813	254,096
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		552,647	746,084	709,592	865,702	726,426
標準財政規模		3,547,746	3,485,702	3,641,454	3,868,133	3,696,187
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(15.57%)	(21.40%)	(19.48%)	(22.38%)	(19.65%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	427,161	336,792	434,775	633,944	640,857
	土地取得特別会計	4,430	4,516	4,592	4,640	4,676
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		431,591	341,308	439,367	638,584	645,533
標準財政規模		3,763,784	3,790,860	3,950,514	4,282,600	4,213,600
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(11.46%)	(9.00%)	(11.12%)	(14.91%)	(15.32%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	111,793	147,776	100,318	88,753	73,123
	後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	0	845
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	0	0	0	0	58,928
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		543,384	489,084	539,685	727,337	778,429
標準財政規模		3,763,784	3,790,860	3,950,514	4,282,600	4,213,600
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.43%)	(12.90%)	(13.66%)	(16.98%)	(18.47%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等 一般会計等に属する特別会計	一般会計	1,161,570	808,106	681,582	807,742	641,860	
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 185,996	▲ 154,555	▲ 149,963	▲ 131,740	▲ 115,440	
	奨学金貸付事業特別会計	1,707	2,235	2,420	248	900	
	権田駅前周辺活性化促進事業特別会計	50	50	50	50	50	
	霊園事業特別会計	255	135	2	4	8	
合計(1)		977,586	655,971	534,091	676,304	527,378	
標準財政規模		5,675,369	5,665,996	5,799,451	6,224,954	6,059,743	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(17.22%)	(11.57%)	(9.20%)	(10.86%)	(8.70%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等 以外の特別 会計のうち公 営企業に係る 特別会計以 外の会計	国民健康保険特別会計	186,524	72,016	72,368	90,532	52,380	
	後期高齢者医療特別会計	12,570	12,546	11,427	13,540	11,255	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成 事業以外	水道事業会計	229,491	350,440	459,924	505,209	576,104
		下水道事業会計	450,152	553,934	651,189	732,036	853,531
法非適用企業	宅地造成 事業以外						
	宅地造成 事業						
合計(2)		1,856,323	1,644,907	1,728,999	2,017,621	2,020,648	
標準財政規模		5,675,369	5,665,996	5,799,451	6,224,954	6,059,743	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(32.70%)	(29.03%)	(29.81%)	(32.41%)	(33.34%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	243,434	253,617	288,244	579,530	581,294	
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	15,483	14,686	15,446	25,720	23,392	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		258,917	268,303	303,690	605,250	604,686	
標準財政規模		7,487,796	7,518,496	7,740,316	8,200,826	8,009,988	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(3.45%)	(3.56%)	(3.92%)	(7.38%)	(7.54%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	10,754	169,560	132,578	96,796	47,888	
	後期高齢者医療特別会計	2,506	1,416	2,012	1,679	1,522	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	325,633	396,487	446,581	493,701	546,736
		下水道事業会計	26,033	87,482	196,889	263,720	356,048
		農業集落排水事業特別会計	3,991	-	-	0	-
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
	工業用地造成事業特別会計	2,892	1,703	1,313	364	470	
合計(2)		630,726	924,951	1,083,063	1,461,510	1,557,350	
標準財政規模		7,487,796	7,518,496	7,740,316	8,200,826	8,009,988	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(8.42%)	(12.30%)	(13.99%)	(17.82%)	(19.44%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	101,089	91,893	68,250	117,937	113,417
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		101,089	91,893	68,250	117,937	113,417
標準財政規模		1,382,643	1,398,839	1,488,745	1,635,285	1,636,189
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.31%)	(6.56%)	(4.58%)	(7.21%)	(6.93%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	31	4,882	43,904	28,180	85
	後期高齢者医療	146	670	430	0	276
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	97	▲ 22,372	4,314	5,561	8,109
	宅地造成事業					
合計(2)		101,363	75,073	116,898	151,678	121,887
標準財政規模		1,382,643	1,398,839	1,488,745	1,635,285	1,636,189
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.33%)	(5.36%)	(7.85%)	(9.27%)	(7.44%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	308,839	130,645	323,910	529,475	588,855	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		308,839	130,645	323,910	529,475	588,855	
標準財政規模		2,942,545	2,969,431	3,126,051	3,416,066	3,328,103	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(10.49%)	(4.39%)	(10.36%)	(15.49%)	(17.69%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	10,312	28,294	18,591	28,225	27,755	
	後期高齢者医療特別会計	5,231	5,657	5,167	5,564	5,296	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	487,425	515,343	553,124	556,481	541,127
		下水道事業会計	-	102,344	12,491	7,988	104,550
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	48,124	-	-	-	-
	宅地造成事業	草場地区再開発事業特別会計	4,057	43,084	33,741	0	-
合計(2)		863,988	825,367	947,024	1,127,733	1,267,583	
標準財政規模		2,942,545	2,969,431	3,126,051	3,416,066	3,328,103	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(29.36%)	(27.79%)	(30.29%)	(33.01%)	(38.08%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	188,672	94,130	172,064	473,215	387,552	
	住宅新築資金等貸付特別会計	838	1,282	1,487	0	-	
	広川防災ダム管理特別会計	2,466	2,953	1,408	3,511	1,754	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		191,976	98,365	174,959	476,726	389,306	
標準財政規模		4,554,555	4,514,169	4,680,561	4,949,283	4,878,709	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(4.21%)	(2.17%)	(3.73%)	(9.63%)	(7.97%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	69,823	51,487	25,923	48,279	43,525	
	後期高齢者医療特別会計	16,338	7,905	7,915	8,661	8,056	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	903,339	966,671	1,043,622	1,092,126	1,175,708
		下水道事業会計	-	79,396	95,109	125,034	145,341
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	100,606	-	-	-	-
	宅地造成事業						
合計(2)		1,282,082	1,203,824	1,347,528	1,750,826	1,761,936	
標準財政規模		4,554,555	4,514,169	4,680,561	4,949,283	4,878,709	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(28.14%)	(26.66%)	(28.78%)	(35.37%)	(36.11%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	493,627	758,588	1,178,759	1,642,988	1,035,892
	住宅新築資金貸付事業特別会計	12,223	6,390	8,502	12,354	2,632
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		505,850	764,978	1,187,261	1,655,342	1,038,524
標準財政規模		7,218,249	7,089,402	7,135,857	7,426,360	7,187,527
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.00%)	(10.79%)	(16.63%)	(22.29%)	(14.44%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	40,549	▲ 6,853	33,555	96,863	130,122
	後期高齢者医療特別会計	1,062	1,038	939	942	1,106
	国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 427,864	▲ 557,979	▲ 129,207	▲ 131,882	▲ 67,918
会計名(公営企業会計) <th colspan="5">資金不足・剰余額</th>		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	267,700	-	-	-	-
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		387,297	201,184	1,092,548	1,621,265	1,101,834
標準財政規模		7,218,249	7,089,402	7,135,857	7,426,360	7,187,527
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.36%)	(2.83%)	(15.31%)	(21.83%)	(15.32%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	390,310	331,209	394,082	618,948	605,478
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		390,310	331,209	394,082	618,948	605,478
標準財政規模		5,724,361	5,742,638	5,953,254	6,340,819	6,234,373
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.81%)	(5.76%)	(6.61%)	(9.76%)	(9.71%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	31,329	77,254	47,099	81,861	53,035
	後期高齢者医療特別会計	9,278	12,204	14,971	18,040	20,110
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	公共下水道事業会計	182,694	254,622	301,218	316,857	338,192
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		613,611	675,289	757,370	1,035,706	1,016,815
標準財政規模		5,724,361	5,742,638	5,953,254	6,340,819	6,234,373
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.71%)	(11.75%)	(12.72%)	(16.33%)	(16.30%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	815,865	639,508	637,171	1,105,481	1,156,171
	住宅新築資金等事業特別会計	▲ 115,691	▲ 107,269	▲ 84,290	▲ 68,127	▲ 61,611
	土地取得特別会計	764	764	764	764	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		700,938	533,003	553,645	1,038,118	1,094,560
標準財政規模		6,636,994	6,594,954	6,730,728	6,995,472	6,841,424
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.56%)	(8.08%)	(8.22%)	(14.83%)	(15.99%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	1,854	62,732	2,311	83,602	33,681
	後期高齢者医療特別会計	3,503	3,951	3,095	4,226	4,524
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	55,660	24,152	-	-	-
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	▲ 2,542	0	-	-	-
	介護保険事業特別会計	-	-	75,992	93,894	67,227
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	宅地造成事業以外	548,541	561,381	588,750	520,055	530,558
	宅地造成事業	65,389	102,099	140,187	119,594	155,813
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		1,373,343	1,287,318	1,363,980	1,859,489	1,886,363
標準財政規模		6,636,994	6,594,954	6,730,728	6,995,472	6,841,424
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(20.69%)	(19.51%)	(20.26%)	(26.58%)	(27.57%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	268,270	312,509	192,000	217,744	275,399	
	奨学金特別会計	5,251	6,294	8,308	8,998	8,356	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		273,521	318,803	200,308	226,742	283,755	
標準財政規模		2,066,018	2,095,493	2,200,233	2,364,401	2,351,227	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(13.23%)	(15.21%)	(9.10%)	(9.58%)	(12.06%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	47,762	6,125	11,278	26,643	18,144	
	後期高齢者医療特別会計	2,967	2,564	2,728	2,639	2,739	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	154,376	161,561	176,371	198,529	221,565
		下水道事業会計	-	59,689	98,057	104,832	110,134
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業特別会計	94,132	-	-	-	-
	宅地造成事業						
合計(2)		572,758	548,742	488,742	559,385	636,337	
標準財政規模		2,066,018	2,095,493	2,200,233	2,364,401	2,351,227	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(27.72%)	(26.18%)	(22.21%)	(23.65%)	(27.06%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）